

○登米市ごみ集積所設置費補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第68号

改正 平成27年3月24日告示第83号

平成29年3月31日告示第94号

平成30年1月15日告示第3号

令和3年3月12日告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活ごみの集積場所の確保及び計画的なごみ収集を促進するため、ごみ集積所の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で登米市ごみ集積所設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ごみ集積所」とは、おおむね15世帯以上が利用し、ごみの散乱防止ができる工作物をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、修繕費及び解体撤去費を除くごみ集積所の新設又は全面改築に係る工事請負費及び本体購入費とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内の自治会、町内会、行政区等又は市長が認める者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、9万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一年度内での補助は、原則1団体につき1回とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事請負費等の見積書

(2) 設計図及び配置図

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 領収書の写し

(2) 完成写真

(維持管理)

第8条 補助金の交付を受けて設置等をしたごみ集積所の使用に当たっては、常にその清潔の保持に留意し、破損時には修繕等を行うことにより適正な維持管理に努めなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年3月24日告示第83号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第94号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月15日告示第3号)

この告示は、平成30年1月15日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日告示第54号)

この告示は、令和3年3月12日から施行する。